トピックス

農薬検査所の独立行政法人化を迎えて

独立行政法人農薬検査所　小野（おの）　仁（ひとし）

はじめに

農薬の検査を行う機関として昭和22年に設立された農林水産省農薬検査所は，五十余年の歴史に幕を閉じ，今年4月1日から「独立行政法人農薬検査所（以下「農薬検査所」という）」として新たな歴史を刻むこととなった。

この背景として，近年の内外の社会情勢の変化を踏まえ，行政の円滑な推進を確保するため，内閣機能の強化，国の行政機関の再編成，国の行政組織等の減量，効率化等について基本的な理念及び方針等を定めた「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号。以下「基本法」という）が平成10年に公布された。基本法第36条では，「政府は，国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって，国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが，民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか，又は一の主体に独占して行われる必要があるものについて，これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性，自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という）の制度を設けるものとする」として独立行政法人制度が規定された。

独立行政法人の運営の基本，監督，職員の身分その他制度の基本となる共通の事項を定めるものとして，平成11年に「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号。以下「通則法」という）が定められ，また独立行政法人の業務の範囲等については，それぞれの独立行政法人に係る個別法（農薬検査所の場合には「独立行政法人農薬検査所法」（平成11年法律第187号。以下「検査所法」という）で定められている。

独立行政法人制度の趣旨は，「事前関与・統制を極力排し，事後チェックへの重点の移行を図るため，主務大臣の監督，関与その他国の関与を必要最小限のものとする」ほか業務概要の積極的な公表などが掲げられており，例えば，主務大臣が独立行政法人に対し，その独立行政法人が一定期間（3～5年間）に達成すべき業務を中期目標として指示し，独立行政法人がその中期目標を達成するために中期計画，年度計画を策定し（公表し）業務を達成する。業務が達成されたかどうかは，外部識者から構成される独立行政法人評価委員会により，各年度終了後に，また中期目標期間終了後に評価される仕組みになっている。

農薬検査所の業務について

〈農薬検査所の業務範囲〉

農薬検査所は，検査所法第3条に基づき，「農薬の検査を行うことにより，農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ることを目的」としている。具体的な業務として検査所法第10条で次のように規定されている。

（業務の範囲）

第10条　検査所は，第3条の目的を達成するため，次の業務を行う。

一　農薬の検査を行うこと。

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　検査所は，前項の業務のほか，農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査を行う。

「農薬の検査」には，農薬取締法の規定に基づく農薬の登録検査が含まれるのはもちろんのこと，それ以外の検査（外部からの依頼に応じた検査）も含まれる。

また「附帯する業務」には，農薬登録申請の際に提出される毒性試験成績等の信頼性確保のための業務（GLP），科学技術の進歩に対応した農薬検査技術の向上及び検査内容の改善に資する調査研究の実施，農薬登録制度に係る国際調和を目的としたOECD（経済協力開発機構）等の取組への参加，開発途上国に対する技術的支援等が含まれる。

Establishment of Independent Administrative Institution "Agricultural Chemicals Inspection Station (ACIS)". By Hitoshi Ono

（キーワード：独立行政法人，農薬検査所，農薬検査，Independent Administrative Institution, Agricultural Chemicals Inspection Station, ACIS）

表　独立行政法人農薬検査所中期目標，中期計画（たたき台）の概要

中 期 目 標	中 期 計 画
1　中期目標の期間 平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 5 年間.	
2　業務運営の効率化に関する事項 （1）農薬の検査 新たな試験項目が増加する中で，従来の検査内容について 1 申請当たりの検査期間を 5%削減.	1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）農薬の検査 申請者からの事前相談体制を充実させるとともに，検査マニュアルの充実及び検査進行管理システムの構築等により検査業務を効率化.
（2）農薬の検査に附帯する業務 ・GLP 適合確認 GLP 適用対象試験の範囲が拡大し，件数の増加が見込まれる中で，1 件当たりの処理期間を 5%削減.	（2）農薬の検査に附帯する業務 ・GLP 適合確認 新たな GLP 適用対象試験に係る査察マニュアル等の作成による査察業務の定型化及び研修システムの充実により GLP 適合確認業務を効率化.
（3）業務運営の効率化による経費の抑制 各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について，少なくとも対前年度比で 1%抑制.	（3）業務運営の効率化による経費の抑制 各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について，少なくとも対前年度比で 1%抑制.
3　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （1）農薬の検査 ・農薬検査の迅速化 検査対象の試験項目が増加する中で，登録保留基準設定が必要な農薬は 1 年 5 か月以内，それ以外の農薬は 11 か月以内に検査を完了.	2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）農薬の検査 ・農薬検査の迅速化 農薬登録検査体制の充実等により，登録保留基準の設定が必要な農薬は 1 年 5 か月以内，それ以外の農薬の検査については 11 か月以内に検査を完了. 特に，実用化のニーズが高い生物農薬については上記期間をさらに短縮.
（2）農薬の検査に附帯する業務 ア．GLP 適合確認の迅速化 GLP 適合確認の件数の増加が見込まれる中で，査察実施後 6 週間以内に報告.	（2）農薬の検査に附帯する業務 ア．GLP 適合確認の迅速化 査察マニュアルの作成等により，評価結果を査察実施後 6 週間以内に報告.
イ．調査研究	イ．調査研究 「農薬に係る OECD テストガイドライン等の検証」，「農薬中の有害副成分の分析技術の研究」を重点的に実施.
ウ．情報収集等 国内外の情報の入手及び分類・整理.	ウ．情報収集等 国内外で作成されている農薬の評価概要等の情報を効率的に入手し，農薬検査業務に反映.
エ．研修・指導等	エ．研修・指導等 農薬の適正使用の確保を図る観点から，都道府県等が主催する研修会等に職員を講師として派遣.
オ．国際調和への対応	オ．国際調和への対応 OECD のテストガイドライン等の策定，GLP 制度の相互承認協定等への積極的対応.
カ．海外技術支援	カ．海外技術支援 国等との連携の下，発展途上国に対し技術的支援を実施.
キ．アンケート調査の実施	キ．アンケート調査の実施 製造業者等にアンケート調査を実施し，農薬の登録業務の質の向上に反映.
ク．情報の保全・管理	ク．情報の保全・管理 農薬の試験データ等の一括管理により，保管場所への第三者による不正侵入防止等を図り，情報を適正に保全・管理.
（3）農薬取締法の規定による集取及び立入検査 立入検査実施後 1 か月以内に報告.	（3）農薬取締法の規定による集取及び立入検査 立入検査・集取マニュアルの整備により検査・分析の迅速化.
4　財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより，収支の均衡を図る.	3　予算 4　短期借入金の限度額　1 億円 （想定される理由）運営費交付金の受入れが遅延. 5　剰余金の使途　農薬検査用機器の更新. 6　その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画 （1）施設及び設備に関する計画 適切かつ効率的な業務実施のため，必要な施設及び設備を計画的に整備. （2）職員の人事に関する計画　（参考）期初 66 人　期末 65 人

農薬検査所の業務は，農薬が及ぼすおそれのある健康影響や環境影響に対する国民の関心の高まり，農薬の効果などに関する農家からの要望にも十分留意すべきであり，また不良農薬の流通防止のための立入検査といった公権力の行使といった政策的・社会的な背景が勘案され，農薬検査所の役員及び職員には国家公務員としての身分が与えられる「特定独立行政法人」とされた（通則法第2条第2項，検査所法第4条）。

〈農薬検査所の中期目標・中期計画について〉

農薬検査所の主務大臣は，検査所法により農林水産大臣と定められており，冒頭述べたように，農林水産省独立行政法人評価委員会の審議を経て，農林水産大臣から平成13年4月1日付けで農薬検査所中期目標が示され，これを受けて4月2日付けで農薬検査所中期計画を策定したところである。それぞれの概要を次のとおり示す。

中期目標は今後5年間に農薬検査所が達成すべき業務の目標を示しており，農薬検査所は中期目標を受けた中期計画，更に中期計画を各年度毎に展開した年度計画にそって業務を推進していくこととしている。

〈農薬検査所の機構図〉

従来の2部9課体制から，業務の円滑な進行管理，所掌事務の整理を踏まえ，設立時に下図のように1部9課1室体制としたところである。

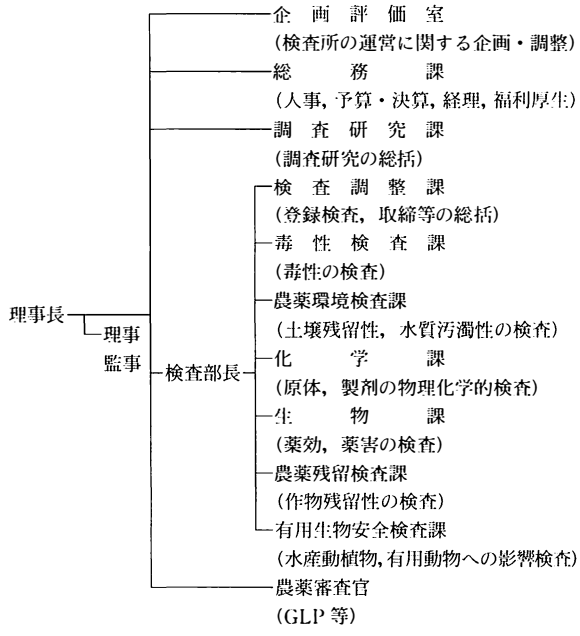

図　独立行政法人農薬検査所機構図（平成13年4月1日現在）
カッコ内は担当業務概要．

独立行政法人となった場合のメリット

独立行政法人制度は，「事前関与・統制を極力排し，事後チェックへの重点の移行を図るため，主務大臣の監督，関与その他国の関与を必要最小限のものとする」（行革本部決定方針），「独立行政法人の業務運営における自主性は，十分配慮されなければならない」（通則法第3条第3項）とされていることから，法人の裁量，自由度は増すとされており，業務の弾力的な運営が期待される。また，内部組織，会計，人事に関しても法人の独自性，自主性が強化される。例をあげれば，内部組織については，独立行政法人の長の裁量により，その業務の範囲内で内部組織の変更等ができるとされており，また，会計についても企業会計が導入され弾力的な財務運営ができることとされている。さらに農薬検査所の財源のほとんどを占める運営費交付金は，渡しきりの資金であることから，いわゆる費目間での流用が可能となり，柔軟な運用が期待できる。法人としての裁量権は大きいが，もちろん恣意的な運用は許されず，事業内容，財務諸表の公表など国民の監視を受けることとなる。

おわりに

農薬検査所の業務は，独立行政法人移行前も移行後も，農薬の検査等を行うことにより，農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図り，農業生産の安定，国民健康の保護，生活環境及び自然環境の保全に寄与するという究極的な目的には何ら変更はない。独立行政法人となって，弾力的な業務運営により，業務運営の効率化，国民へ提供するサービスの質の向上も期待されている。このためにも今後の業務運営に当たっては，これまで以上に，国民はもちろんのこと，特に植物防疫，農薬関係者を始めとする関係各位の忌憚のないご意見，ご指導をいただきつつ農薬検査所の円滑な業務運営に資することとしたい。